

尼崎市地球温暖化対策推進計画（素案）に対するパブリックコメント募集結果について

1 案件名

尼崎市地球温暖化対策推進計画の策定について

2 募集期間

平成 30 年 12 月 18 日（火）から平成 31 年 1 月 11 日（金）まで

3 パブリックコメントの結果

(1) 提出者数 3 人

(2) 件数 19 件

(3) 意見に対する対応

対応	件数
すでに盛り込み済み	6
意見を参考とする	7
その他	2
今回の意見公募の対象としていないもの	4

4 寄せられた意見の概要と市の考え方

No.	寄せられた意見の概要	件数	市の考え方
計画の理念・目標について			
1	世界ではエネルギー源として化石燃料から再エネへの転換が図られており、再エネの使用が企業競争力を高める時代となっているが、こういった姿勢を打ち出すべきではないか。	1	【すでに盛り込み済み】 本計画では再生可能エネルギーなどの CO2 を排出しないエネルギーを市域内で循環させていくことを施策として掲げており、エネルギーの需要家に対して、再生可能エネルギーを利用すること企業競争力を高めることにつながるについても周知していく予定としています。
2	基本理念の内容ではエネルギーを「使う」ことを前提としている印象がある。創エネなどの概念も加えた方がいいのではないか。	1	【すでに盛り込み済み】 本計画の基本理念である「私たちのエネルギーを賢く活かせるまち あまがさき」については、エネルギーを「使う」のではなく、「活かす」こととしており、太陽光などの再生可能エネルギーの活用や電気・熱を効率的に活用できるコージェネレーションシステムの普及などの「創エネ」についても含めた広い概念としています。また、「賢く活かす」には「省エネ」の取組も含むものとしています。

No.	寄せられた意見の概要	件数	市の考え方
3	削減目標のうち電力排出係数の低減による効果が大きい、現実的ではないのではないか。	1	【意見を参考とする】 電力排出係数の低減による削減目標の設定については、国の政策による部分が大きいため、国の「地球温暖化対策計画」の考え方に基づき設定をしています。また、施策として市内で使われる電力における電力排出係数を低減していくために、再生可能エネルギーによって発電した電力の地産地消・融通の方策について検討することとしています。
4	再生可能エネルギーの導入を促進するための目標は設定しないのか。	1	【意見を参考とする】 本市は産業都市であるため多量のエネルギーを消費しています。そのため、本計画ではCO2が少ない電力が実際にどれだけ使われているかを把握するために電力排出係数を指標として設定し、目標を掲げています。なお、導入目標は掲げていませんが、再生可能エネルギーの導入に関する施策も講じていくこととしており、引き続き、導入の拡大を図っていきます。
5	地球温暖化対策を講じるにあたっては、SDGsの考え方などを参考に、環境だけでなく、他分野からの視点も踏まえながら、持続的な社会の発展に資するものとしてもらいたい。	1	【すでに盛り込み済み】 本計画では、地球温暖化対策を通じて経済・社会の課題解決にも貢献していくこととしており、環境分野以外からの視点についても取り入れながら施策を講じていきます。
施策について			
6	高校生については環境教育を受ける側として位置付けるのではなく、「人材」として活動する側に位置付けていくべきではないか。	1	【意見を参考とする】 環境に関する取組を行う際には、あまがさき環境オープンカレッジと協力しながら、高校生への働きかけを行い、活動できる機会の提供に努めていきます。
7	市民の意識を変え、行動に結びつけていくためには、子供たちの理解を深め、意識を向上させる必要があり、教育現場に受け入れられやすい形で連携していくためには、環境に関する様々な講座・プログラムを整理する必要があるのではないか。	1	【意見を参考とする】 現在は、環境に関する講座・プログラムがパッケージ化されておらず、分野別に分かれている状況であるため、NPO法人などのノウハウも活かしながら利用しやすい内容として整理することを検討します。
8	家庭部門への取組として子供への教育や子供を通じた親への働きかけがある。環境部局だけで取り組むのではなく、NPOや学校などとも連携を図る必要があるのではないか。	1	
9	「環境モデル都市」の認知度は低く、もっとわかりやすい形での情報発信に努めてもらいたい。また、情報発信については、市民との学びを通じた方法を望む。	1	【意見を参考とする】 今後、フォーラムなどの開催により本計画の内容と併せて、本市が「環境モデル都市」であることを周知していく機会を設ける予定としています。周知の際には、市民の方々が取り組める身近な地球温暖化対策などについても学べる内容として検討していきます。
10	「自転車のまちづくり」をどのように施策に位置付けているのか。マイカー利用の抑制のため積極的に自転車利用を促すべきである。	1	【すでに盛り込み済み】 自転車に関する施策については緩和策の施策⑩に位置付けており、過度なマイカー利用を抑制していくために、自転車や公共交通機関の利用を促していくこととしています。

No.	寄せられた意見の概要	件数	市の考え方
11	産業部門への取組として東京都の「キャップ&トレード制度」が参考になるのではないか。	1	<p>【その他】</p> <p>ご意見にある制度を効果的に機能させるためには、排出枠が適切な市場価格で取引されることが必要となりますが、東京都のような企業立地の需要が高い自治体ではこのような手法は効果的と考えられますが、本市のみでこのような市場の規模を確保することは難しいと考えられることから現時点では導入する予定はありません。</p> <p>※キャップ&トレード制度（総量削減義務と排出量取引制度）【東京都】</p> <p>一定規模以上の事業所に CO2 の総量削減義務を課したうえで、削減義務達成の手段の 1 つとして、取引可能な排出量クレジットの活用を認める制度のこと。</p>
12	省エネ診断については効果があると考えられるため、素案にあるとおり取組が行われることを望む。	1	<p>【意見を参考とする】</p> <p>効果的な取組となるよう事業を展開してきます。</p>
13	家庭部門においては、人口・世帯数が増加してもエネルギー使用量は減っている自治体もある。そういった自治体の取組を参考とすべきではないか。	1	<p>【すでに盛り込み済み】</p> <p>本市においても、家庭部門におけるエネルギー総排出量と人口・世帯あたりのエネルギー使用量については減少傾向にあります。</p> <p>家庭部門に対する施策を講じていく際には、引き続き、他都市の事例なども参考にしながら検討を進めていきます。</p>
その他			
14	自治体レベルで CO2 排出量の推計しているのはよいことであるが、CO2 排出量の推計方法として東京都などで行われている GPC 算出手法を導入してはどうか。	1	<p>【その他】</p> <p>環境省が公表しているマニュアル（地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル 算定手法編）では計画を策定するにあたっては、把握する温室効果ガス排出量の対象を「地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」としており、本計画についても同様の考え方としています。今回ご意見をいただいた、GPC に基づき排出量を算出するためには、把握が困難な実績も含まれており、排出量の推計の継続性の観点から現時点では導入する予定はありません。</p> <p>※GPC（Global Protocol for Community-Scale Greenhouse Gas Emission Inventories）</p> <p>温室効果ガス排出量の国際的な把握方法の 1 つであり、環境省が公表しているマニュアルに基づく方法では、市域内での活動に伴う排出量を対象としているが、GPC に基づく方法では、市域内での活動に伴う市域外の排出量（例：廃棄物の市外での処理、市域内外の自動車の移動 など）も把握の対象に含めることとしている。</p>

No.	寄せられた意見の概要	件数	市の考え方
15	産業部門の製造品出荷額が低下している中で前計画の削減目標が達成できているという状況は評価できるのか。	1	【すでに盛り込み済み】 製造品出荷額と産業部門の CO2 排出量については関連があるとされておりますが、本市においては、近年は製造品出荷額あたりの CO2 排出量は減少傾向にあることから一定の評価ができるものと考えております。また、本計画では製造品出荷額あたりの CO2 排出量を指標として設けることで、産業活動による CO2 排出量の低減が進展しているかどうかを把握することとしています。
16	自動車からの排出ガスに対する規制を計画に盛り込んでもらいたい。	1	【今回の意見公募の対象としていないもの】 本計画は地球温暖化対策が対象となっており、自動車排出ガス対策については、対象外となっております。なお、自動車排出ガスについては、市内の測定所において自動車排出ガスの指標となる二酸化窒素 (NO ₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) の測定を行っておりますが、近年、環境基準を達成している状況となっております。引き続き環境基準を達成できるよう努めてまいります。 ※環境基準 人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法に定められています。
17	自動車からの排出ガスによる健康被害への対策を計画に盛り込んでもらいたい。	1	【今回の意見公募の対象としていないもの】 本計画は地球温暖化対策が対象となっており、自動車排出ガス対策については、対象外となっております。なお、自動車排出ガスについては、市内の測定所において自動車排出ガスの指標となる二酸化窒素 (NO ₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) の測定を行っておりますが、近年、環境基準を達成している状況となっております。引き続き環境基準を達成できるよう努めてまいります。 ※環境基準 人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法に定められています。
18	商業地や住宅地にガレージを設置する際には周辺の生活環境への配慮が必要である。	1	【今回の意見公募の対象としていないもの】 本計画は地球温暖化対策が対象となっており、駐車場の生活環境への配慮については、対象外となっております。なお、駐車場の建設事業に係る周辺環境への配慮の措置としては、尼崎市の環境をまもる条例による規制や指導等を行っております。すなわち、生活環境を阻害するおそれのある施設のうち、工業地域及び工業専用地域以外の 500 m ² 以上の駐車場については、学校等の敷地の境界から 20m 以内に設置することが禁止されており、また、当該駐車場を建設する事業者に対し、粉じん、自動車排出ガス及び騒音等を防止するための適切な措置並びにロードミラー、安全標識及び防犯灯の設置を求める指導等を行っております。
19	尼崎城の再建により阪神尼崎駅周辺の交通需要が増加するのではないかと。自動車からの排出ガス・騒音対策として自動車の進入を規制する区域の設定を検討してはどうか。	1	【今回の意見公募の対象としていないもの】 本計画は地球温暖化対策が対象となっており、自動車排出ガス・騒音対策については、対象外となっております。なお、尼崎城の位置する尼崎城址公園については、20 台の駐車場を設置しております。しかしながら、尼崎城の再建には非常に多くの注目と関心をいただいております。非常に多くの方の来城が見込まれることから、来城に際しては、公共交通の利用や阪神尼崎駅前駐車場の活用を促していきたいと考えております。